

50 中央大学授業料増額に関する学則改正（大正七年九月）

（欄外注記1）

大正七年八月九日起 主任 岡

（坂井印）

内務部長（東園印）

学事兵務課長代（坂井印）

進 達

私立中央大学

学則中改正ノ件

右第三式經由印ヲ捺シ

文部省へ進達スルモノトス

（欄外注記2）

年九月三日起 主任 岡

（坂井印）

内務部長

学事兵務課長（羽田印）

下 付

同上ニ対スル指令

八月三十日認可

右第四式經由印ヲ捺シ

神田郡区役所へ送付スルモノトス

（欄外注記3）

進 達 願

今般本学々則改正致度候ニ付テハ別冊認可申請書ヲ主務省へ御進達被成下度此段奉願候也

神田区錦町二丁目二番地

私立中央大学々長

法学博士 岡野敬次郎 印

大正七年八月六日

東京府知事法学博士 井上友一 殿

前書願出ニ付奥印候也

大正七年八月八日

東京市神田区長 山県鉄蔵 印

学則改正認可申請書

本学々則中別紙ノ通り改正致度候ニ付学則改正要旨並ニ理由相添へ此段認可申請候也

東京市神田区錦町二丁目二番地

私 立 中央大学学長

設立者法学博士 岡野敬次郎 印

大正七年八月六日

文部大臣 岡田良平 殿

学則改正要旨及理由

諸物価騰昂ニ因リ経費著シク増加シタルカ為メ授業科ヲ増額シ従来一学年金参拾参円ナリシ大学部及大学予科ノ授業料ヲ金四拾四円ニ専門部授業料ヲ金参拾八円五拾銭ニ改ムルカ為メ学則中之ニ関連スル条項ヲ改正シタリ

学則ヲ改ムヘキ点

第三十二条 授業料ハ一学年金四拾四円トシ之ヲ左ノ三期ニ徴

収ス但当年ノ内月割金四円ツ、分納スルモ妨ナシ

第一期四月（金拾六円）第二期九月（金拾六円）第三期一月

(金拾二円)

旧第三十二条 授業料ハ一学年金三十三円トシ之ヲ左ノ三期ニ徴収ス但当分ノ内月割金三円ツ、分納スルモ妨ナシ

第一期四月(金十二円) 第二期九月(金十二円) 第三期一月(金九円)

第四十六条 授業料ハ一学年金三十八円五拾銭トシ之ヲ左ノ三期ニ徴収ス但当分ノ内月割金参円五拾銭ツ、分納スルモ妨ナシ

第一期四月(金拾四円) 第二期九月(金拾四円) 第三期一月(金拾円五拾銭)

第四拾七条 第三十一条第三十三条乃至第三十七条ハ専門部学生ニモ之生ニモ之ヲ適用ス

旧第四十六条 第三十一条乃至第三十七条ハ専門部学生ニモ之ヲ準用ス

第四十七條ヲ第四十八條ニ改メ以下条数一條ツ、繰下ク

(欄外注記1)

「收受午学甲五六五〇号」「判決八月十日」「施行八月十二日」

(欄外注記2)

「判決九月六日」「施行九月六日」

(欄外注記3)

「東京府収受・大正七年八月八日・午学甲五六五〇号」「東京市神田区役所受付・大正七年八月六日No七五三」

〔大正七年 私立学校 冊の五十

303 B3 12〕